

藤枝市健康生活産業創出事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市において、「健康・予防」を目的に、食から日常生活、まちづくりまで、様々な健康志向の新商品や新サービスを生み出す「健康生活産業」の創出に向け、新たな商品の開発等を行う企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「健康生活産業創出事業」とは、本市の“食”と“農”の振興及び健康予防のまちづくりに資するもので、新しい市場の創出や技術的革新性を有するとともに、様々な社会課題解決に寄与し、健康年齢をより若く又は健康寿命をより長くすることを目的とした新商品や新サービス（以下、「新商品等」という。）を開発する事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は事業所、工場等がある企業
- (2) 市内で事業を行っている個人事業主
- (3) 過去に藤枝市が主催するビジネスプランコンテストに応募した企業又は個人事業主等
- (4) 市内企業と連携して新商品等の開発を行う企業
- (5) 新商品等の実証及び実装を市内で実施する企業等

（補助対象期間）

第4条 補助金の対象となる期間は、交付決定日から令和8年2月末日までの期間とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金交付の対象となる事業は、新商品等の開発や実証を含むテストマーケティング（モニター調査）、試作品の出展等の取組とする。

（補助対象経費及び補助率等）

第6条 補助の対象となる経費及び補助率等は、市長が前条で定める補助対象事業に係る経費であって、補助対象期間中に支払いを完了するもののうち、別表

第 1 に掲げるものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請は同一年度内に一回限りとする。

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 資金状況調べ（第 4 号様式）（概算払いの承認を受けようとする場合のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 概算払いの承認を得ようとする場合には、交付申請の際併せて申請しなければならない。

(審査)

第 8 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、第 15 条に規定する藤枝市健康生活産業創出事業費補助金審査会に、補助金の交付の適否に関し、必要な事項を審査させるものとする。

- 2 審査会は、前項の規定による審査の結果を市長に報告するものとする。

(交付の決定)

第 9 条 市長は、前条第 2 項の規定により報告を受けたときは、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定（不交付決定）通知書（第 5 号様式）により通知する。

(交付の条件)

第 10 条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 次の事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の変更（交付決定額の 20 パーセント以内の変更を除く）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（事業の実施過程で生じた事情の変化により手段の部分的な変更等を除く）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 製品開発等の成果に基づき、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行おうとする場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- (6) 補助事業及び特許権の実施あるいは譲渡等によって相当の収益を得たと市長が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を藤枝市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (8) 補助事業を行うに当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害賠償を行わなければならないときは、申請者がその損害を負担する。

(変更承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書(第6号様式)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(第3号様式)
- (3) 変更資金状況調べ(第4号様式)(概算払いの承認を受けようとする場合のみ)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（第 3 号様式）
- (2) 補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 13 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第 9 号様式）により通知するものとする。

（請求）

第 14 条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して 14 日を経過した日までに請求書（第 10 号様式）を提出しなければならない。

- 2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第 10 号様式）により補助金の交付を請求することができる。

（藤枝市健康生活産業創出事業費補助金審査会）

第 15 条 第 8 条に規定する補助金の交付の適否を審査するため、藤枝市健康生活産業創出事業費補助金審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業振興部長
- (2) 企画創生部長
- (3) 企画政策課長
- (4) 産業政策課長
- (5) 企業立地戦略課長
- (6) その他

- 3 審査会に会長を置き、産業振興部長をもって充てる。

- 4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

- 5 会長に事故あるときは、あらかじめ産業振興部長が指名した者がその職務を代理する。

- 6 審査会の会議は、会長が招集し、非公開で、書類審査により行う。

- 7 審査にあたり、必要に応じて、専門家等の意見を聞くことができる。

- 8 審査会の庶務は、企画創生部企画政策課において行う。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年度の申請分から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表第 1

対象経費	補助率	補助限度額
(1) 原材料費 (2) 開発設計費 (3) 外注委託費（試作品製造委託費、試験委託費、調査研究委託費 等） (4) 技術指導導入費 (5) テストマーケティング費用（市場調査費、モニター調査費、出展費、印刷製本費 等） (6) 出展のための交通費（国内の交通費） ※ただし、全体経費の 10%以内とする (7) 借上料（機器・設備類のリース料・レンタル料、会議等会場料） (8) その他市長が必要と認める経費	1／2 以内	250 万円